

令和7年度 第4回全体庁議（8月1日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) 第2期おびひろ子ども未来プランの改定（骨子案）について [市民福祉部]
----	-------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

第2期おびひろ子ども未来プラン(令和2年度～令和11年度)について、子ども基本法に基づく市町村子ども計画に位置付けるものとして国の子ども大綱や北海道子ども計画を踏まえた改定に向け、骨子案を作成したことから、令和7年8月25日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 1 計画期間・位置付け
計画期間は変更しない。
子ども基本法に定める「市町村子ども計画」に位置付ける。
- 2 改定の考え方
現行プランでは、おおむね18歳までの子どもとその家族を対象とし、地域全体で子どもを育み、子育てを応援するまちを目指し、出産・子育ての環境づくりなど、子どもと子育て当事者のライフステージに沿った施策を進めてきた。
今般、国は子ども基本法において、子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていく考えを示した。
子ども・若者が将来にわたって幸せに暮らしていくためには、個人として尊重されながら、夢や希望を描いていくことが重要であると考え。
このため、現行プランで掲げている基本的な視点や基本目標などを継続するとともに、若者の暮らしや仕事、結婚などに関連した基本施策を新たに位置付け、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を進めていく。
また、子どもの意見に耳を傾け、より一層、大切にしていける視点を持ちながら、子ども・若者が自分らしく社会生活を送り、将来の見通しや展望を描けるよう支えていく。
- 3 施策体系
基本的な視点のうち、子どもの視点に「子どもの意見を大切にする」考えを追記する。
基本目標Ⅱの「安心して妊娠・出産ができる環境の確保」を「安心して妊娠・出産ができる環境の充実」に、「相談支援体制の確保」を「相談支援体制の充実」へ変更する。
基本目標Ⅳを「子ども・若者自らの健やかな成長を支援する」とした上で、以下の基本施策を追加する。
・悩みや生きづらさを抱える子ども・若者への支援
・ライフデザインの形成

■ 今後のスケジュール

- ・ 令和7年8月25日 厚生委員会へ骨子案を報告
- ・ 令和7年11月 厚生委員会へ原案を報告
- ・ 令和7年12月 パブリックコメント
- ・ 令和8年2月 厚生委員会へパブリックコメント結果、最終案を報告

■ 審議結果

- ・ 同内容で、8月25日厚生委員会へ報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし